

公 告

債権者各位

広島市農業協同組合と広島ゆたか農業協同組合は、令和 7 年 6 月 26 日に開催したそれぞれの総代会において、令和 8 年 4 月 1 日に、広島市農業協同組合を合併組合、広島ゆたか農業協同組合を被合併組合とする定款変更形式で合併をすることを決議いたしました。

つきましては、広島市農業協同組合は広島ゆたか農業協同組合の権利義務全部を承継して存続し、広島ゆたか農業協同組合は解散することにいたしました。

この合併に対し、異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から 1 か月以内にお申し出ください。この期限までに申し出がないときは、異議がないものと認めます。両組合の最終事業年度に係る貸借対照表は、それぞれの主たる事務所に備え置いております。

なお、本公告は、農業協同組合法第 65 条第 4 項において準用する同法第 49 条第 2 項により公告します。

令和 7 年 6 月 2 7 日
広島市農業協同組合
広島市安佐南区中筋 3 -26-16
代表理事組合長 吉川清二

広島ゆたか農業協同組合
呉市豊町大長 5915-8
代表理事組合長 金子仁